



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

## Press Release

平成30年12月25日

宮城労働局職業安定部職業対策課

課長 小山 弘幸

地方障害者雇用担当官 佐藤 幸男

電話 022(299)8062

報道関係者 各位

### 平成30年 宮城県の機関等における 障害者雇用状況の集計結果

宮城労働局では、平成30年6月1日現在の地方公共団体の「障害者任免状況」並びに地方独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

#### 【集計結果の主なポイント】

<公的機関>法定雇用率 2.5%、宮城県等の教育委員会は、2.4%

○宮城県の機関：雇用障害者数 168.5人（170.0人）、実雇用率 2.73%（2.74%）  
不足数 0.0人（0.0人）

○市町村の機関：雇用障害者数 573.5人（546.5人）、実雇用率 2.26%（2.20%）  
不足数 85.5人（61.5人）

○宮城県等の

教育委員会：雇用障害者数 386.5人（349.0人）、実雇用率 2.39%（2.15%）  
不足数 9.0人（14.5人）

<地方独立行政法人>法定雇用率 2.5%

○地方独立行政法人等：雇用障害者数 22.0人（21.0人）、実雇用率 1.65%（1.60%）  
不足数 10.0人（8.0人）

※（ ）は前年の値

# 障害者雇用状況報告の集計結果

## I 概要

### 1 公的機関における在職状況

#### (1) 県の機関

県の機関で対象となる4機関（知事部局、企業局、議会事務局、警察本部）は全て法定雇用率を達成した。

#### (2) 市町村等の機関

市町村等54機関のうち31機関で法定雇用率を達成した。宮城県内の市町村等の機関の法定雇用率達成機関の割合は57.4%であり、全国平均（70.2%）を下回っている。

#### 【未達成機関】

亘理町、山元町、東松島市、東松島市教育委員会、松島町、七ヶ浜町、利府町教育委員会、大崎市、色麻町、色麻町教育委員会、加美町、涌谷町、角田市、大河原町、村田町、柴田町、蔵王町、栗原市、登米市病院事業、気仙沼市、南三陸町、公立刈田総合病院、みやぎ県南中核病院企業団

（注）色麻町教育委員会は11月1日付、角田市は10月1日付で達成となっている。

#### (3) 県等の教育委員会

県等の教育委員会の機関で対象となる3機関のうち1機関が法定雇用率未達成であった。

#### 【未達成機関】

宮城県教育委員会

### 2 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人等で対象となる4法人のうち3法人が法定雇用率未達成であった。

#### 【未達成機関】

地方独立行政法人宮城県立こども病院、地方独立行政法人宮城県立病院機構、宮城県住宅供給公社

## Ⅱ 総括表

○ 宮城県の地方公共団体及び地方独立行政法人等より通報された数値に基づく集計結果は以下のとおりです。

### 平成 30 年 6 月 1 日時点 地方公共団体及び地方独立行政法人等の集計値

#### 1 地方公共団体における在職状況

##### (1) 宮城県の機関(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	6,165.0 人	168.5 人	2.73 %	4 / 4	100.0%	0.0 人
宮城県 知事部局	5,407.5 人	145.0 人	2.68 %	1 / 1	100.0%	0.0 人
その他の 宮城県機関	757.5 人	23.5 人	3.10 %	3 / 3	100.0%	0.0 人

##### (2) 宮城県等の教育委員会(法定雇用率 2.4%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	16,205.0 人	386.5 人	2.39 %	2 / 3	66.7%	9.0 人
宮城県 教育委員会	10,787.0 人	249.0 人	2.31 %	0 / 1	0.0%	9.0 人
市町村教育 委員会(*1)	5,418.0 人	137.5 人	2.54 %	2 / 2	100.0%	0.0 人

(\*1) 市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

##### (3) 市町村の機関(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
市町村の 機関(*2)	25,389.5 人	573.5 人	2.26 %	31 / 54	57.4%	85.5 人

(\*2) 市町村の機関は上記(2)の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

#### 2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
地方独立行政 法人等(*3)	1,331.5 人	22.0 人	1.65 %	1 / 4	25.0%	10.0 人

(\*3) 「地方独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2.2%  
(45.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2.5%  
〔労働者数40人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.5%  
(40人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.4%  
(42人以上規模の機関)

※( )内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること。

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

### Ⅲ 詳細表

#### 1 地方公共団体における障害者の在職状況（平成30年6月1日現在）

##### (1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

区分 〔機関数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数								③ 実雇用率 $H \div ① \times 100$ (%)
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	F. 精神障害者である短時間勤務職員 (人)	G. F.のうち、(注4)に該当する職員 (人)	H. 計 $E + (F - G) \times 0.5 + G$ (人)	
県の機関 〔4〕	6,165.0 (6,208.0)	56 (53)	7 (10)	41 (44)	13 (15)	166.5 (167.5)	4 (5)	0 (-)	168.5 (170.0)	2.73 (2.74)
市町村の機関 〔54〕	25,389.5 (24,872.0)	139 (137)	14 (13)	272 (252)	12 (11)	570.0 (544.5)	4 (4)	3 (-)	573.5 (546.5)	2.26 (2.20)
合計 〔58〕	31,554.5 (31,080.0)	195 (190)	21 (23)	313 (296)	25 (26)	736.5 (712.0)	8 (9)	3 (-)	742.0 (716.5)	2.35 (2.31)

##### (2) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会

区分 〔機関数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数								③ 実雇用率 $H \div ① \times 100$ (%)
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	F. 精神障害者である短時間勤務職員 (人)	G. F.のうち、(注4)に該当する職員 (人)	H. 計 $E + (F - G) \times 0.5 + G$ (人)	
県等の教育委員会 〔3〕	16,205.0 (16,243.0)	88 (80)	2 (3)	205 (183)	3 (4)	384.5 (348.0)	2 (2)	2 (-)	386.5 (349.0)	2.39 (2.15)

#### 2 地方独立行政法人における障害者の雇用状況（平成30年6月1日現在）

区分 〔法人数〕	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	② 障害者の数								③ 実雇用率 $H \div ① \times 100$ (%)
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	F. 精神障害者である短時間労働者 (人)	G. F.のうち、(注4)に該当する労働者 (人)	H. 計 $E + (F - G) \times 0.5 + G$ (人)	
地方独立行政法人 〔4〕	1,331.5 (1,316.5)	4 (4)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	22.0 (21.0)	0 (0)	0 (-)	22.0 (21.0)	1.65 (1.60)

#### 〔Ⅲの1、2表の注〕

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D、F、G欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 G欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。  
i 平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
ii 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。

#### IV 個別表

- 地方公共団体の各機関より通報された数値は以下のとおりです。  
(平成30年6月1日現在)

#### 地方公共団体の各機関の状況

機関名	① 職員数	② 障害者の 数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
2.5%適用機関計	31,554.5	742.0	2.35	85.5	
1 宮城県知事部局	5,407.5	145.0	2.68	0.0	
2 宮城県企業局	76.0	3.0	3.95	0.0	
3 宮城県議会事務局	45.0	3.0	6.67	0.0	
4 宮城県警察本部	636.5	17.5	2.75	0.0	
5 仙台市	7,566.5	217.5	2.87	0.0	特例認定あり(注1①)
6 名取市	468.0	12.0	2.56	0.0	
7 名取市教育委員会	126.0	3.0	2.38	0.0	
8 岩沼市	356.0	8.0	2.25	0.0	
9 岩沼市教育委員会	70.0	1.0	1.43	0.0	
10 亶理町	416.0	6.0	1.44	4.0	特例認定あり(注1②)
11 山元町	241.5	0.5	0.21	5.5	特例認定あり(注1③)
12 富谷市	439.5	10.0	2.28	0.0	特例認定あり(注1④)
13 大和町	186.5	6.0	3.22	0.0	
14 大衡村	75.0	1.0	1.33	0.0	
15 石巻市	1,712.5	43.5	2.54	0.0	
16 東松島市	502.5	8.0	1.59	4.0	
17 東松島市教育委員会	81.5	1.0	1.23	1.0	
18 女川町	193.0	5.0	2.59	0.0	
19 塩竈市	959.5	25.0	2.61	0.0	特例認定あり(注1⑤)
20 多賀城市	424.5	10.0	2.36	0.0	
21 多賀城市教育委員会	57.0	1.0	1.75	0.0	
22 松島町	213.5	2.0	0.94	3.0	
23 七ヶ浜町	153.0	2.0	1.31	1.0	
24 利府町	201.0	5.0	2.49	0.0	
25 利府町教育委員会	85.0	1.0	1.18	1.0	
26 大郷町	82.5	3.0	3.64	0.0	
27 大崎市	2,199.5	47.0	2.14	7.0	特例認定あり(注1⑥)
28 色麻町	111.0	1.0	0.90	1.0	
29 色麻町教育委員会	49.0	0.0	0.00	1.0	注2①
30 加美町	397.5	6.0	1.51	3.0	特例認定あり(注1⑦)
31 涌谷町	337.5	4.0	1.19	4.0	
32 涌谷町教育委員会	66.0	1.0	1.52	0.0	
33 美里町	188.0	4.0	2.13	0.0	
34 美里町教育委員会	116.0	3.0	2.59	0.0	
35 角田市	333.0	7.5	2.25	0.5	特例認定あり(注1⑧)、注2②
36 大河原町	185.0	3.0	1.62	1.0	
37 村田町	167.0	2.0	1.20	2.0	特例認定あり(注1⑨)
38 柴田町	305.0	6.0	1.97	1.0	特例認定あり(注1⑩)
39 川崎町	148.0	4.0	2.70	0.0	特例認定あり(注1⑪)
40 丸森町	171.5	4.0	2.33	0.0	
41 白石市	386.0	9.0	2.33	0.0	特例認定あり(注1⑫)
42 蔵王町	217.0	2.0	0.92	3.0	特例認定あり(注1⑬)
43 七ヶ宿町	69.0	1.0	1.45	0.0	特例認定あり(注1⑭)
44 栗原市	1,250.0	11.0	0.88	20.0	特例認定あり(注1⑮)
45 栗原市病院事業	324.5	15.0	4.62	0.0	
46 登米市	708.5	18.5	2.61	0.0	
47 登米市病院事業	333.0	5.0	1.50	3.0	
48 登米市教育委員会	163.5	4.5	2.75	0.0	
49 気仙沼市	1,180.0	22.0	1.86	7.0	特例認定あり(注1⑯)
50 気仙沼市ガス事業及び水道事業	68.5	1.0	1.46	0.0	
51 南三陸町	310.0	2.0	0.65	5.0	
52 南三陸町教育委員会	40.0	1.0	2.50	0.0	
53 石巻地区広域行政事務組合	50.0	2.0	4.00	0.0	
54 大崎地域広域行政事務組合	131.0	4.0	3.05	0.0	
55 加美郡保健医療福祉行政事務組合	169.0	4.0	2.37	0.0	
56 仙南地域広域行政事務組合	72.5	2.0	2.76	0.0	
57 公立刈田総合病院	206.0	4.0	1.94	1.0	
58 みやぎ県南中核病院企業団	326.5	1.5	0.46	6.5	
2.4%適用機関計	16,205.0	386.5	2.39	9.0	
1 宮城県教育委員会	10,787.0	249.0	2.31	9.0	
2 仙台市教育委員会	4,949.5	123.0	2.49	0.0	
3 石巻市教育委員会	468.5	14.5	3.09	0.0	

注1 注1の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方機関A(例：首長部局)及び関係の深い地方機関B(例：教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。

- ① 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。
- ② 亶理町は平成18年9月に亶理町教育委員会と特例認定を受けている。
- ③ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。
- ④ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑤ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑥ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。
- ⑦ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑧ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑨ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑩ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑪ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑫ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑬ 蔵王町は平成29年8月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑭ 七ヶ宿町は平成24年4月に七ヶ宿町教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑮ 栗原市は平成22年3月に栗原市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑯ 気仙沼市は平成18年12月に気仙沼市教育委員会と特例認定を受けている。

注2  
① 色麻町教育委員会は、11月1日現在において達成、不足数0.0人となっている。  
② 角田市は、10月1日現在において達成、不足数0.0人となっている。

- 地方独立行政法人等から報告された数値は以下のとおりです。  
 (平成 30 年 6 月 1 日現在)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>地方独立行政法人等合計</b>	<b>1,331.5</b>	<b>22.0</b>	<b>1.65</b>	<b>10.0</b>	
公立大学法人宮城大学	173.0	5.0	2.89	0.0	
地方独立行政法人宮城県立病院機構	646.5	9.0	1.39	7.0	
地方独立行政法人宮城県立こども病院	398.5	7.0	1.76	2.0	
宮城県住宅供給公社	113.5	1.0	0.88	1.0	

**【各表に関する注記】**

- 各表（「地方独立行政法人等」の表を除く。）における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 「地方独立行政法人等」の表における、①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
 ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人カウントしている。  
 I 平成 27 年 6 月 2 日以降に採用された者であること。  
 II 平成 27 年 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## 平成 29 年 6 月 1 日時点 地方公共団体及び地方独立行政法人等集計値（再点検後）

## 1 宮城県知事部局（法定雇用率 2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
宮城県	5,452.5	149.5	2.74	0.0	

## 2 その他の宮城県の機関（法定雇用率 2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>計</b>	<b>755.5</b>	<b>20.5</b>	<b>2.71</b>	<b>0.0</b>	
宮城県企業局	73.0	1.0	1.37	0.0	
宮城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
宮城県警察本部	636.5	17.5	2.75	0.0	

## 3 宮城県教育委員会（法定雇用率 2.2%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
宮城県教育委員会	10,854.0	223.5	2.06	14.5	

## 4 市町村（※）の機関（法定雇用率 2.3%）

（※）市町村の機関は下記5の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>計</b>	<b>24,872.0</b>	<b>546.5</b>	<b>2.20</b>	<b>61.5</b>	
仙台市	7,492.0	209.5	2.80	0.0	特例認定
名取市	473.5	11.0	2.32	0.0	
岩沼市	347.0	8.0	2.31	0.0	
亘理町	420.0	5.0	1.19	4.0	特例認定
山元町	161.5	0.0	0.00	3.0	
大和町	181.5	6.0	3.31	0.0	
富谷市	444.0	8.0	1.80	2.0	特例認定
大衡村	73.5	1.0	1.36	0.0	
石巻市	1,653.0	41.0	2.48	0.0	
東松島市	417.0	9.0	2.16	0.0	
女川町	186.0	4.0	2.15	0.0	
塩竈市	958.5	23.0	2.40	0.0	特例認定
多賀城市	406.0	9.0	2.22	0.0	
松島町	189.5	3.0	1.58	1.0	
七ヶ浜町	148.0	2.0	1.35	1.0	
利府町	208.5	5.0	2.40	0.0	
大郷町	79.5	2.5	3.14	0.0	
大崎市	2,135.0	41.0	1.92	8.0	特例認定
色麻町	109.0	1.0	0.92	1.0	
加美町	398.5	4.5	1.13	4.5	特例認定
涌谷町	334.0	4.0	1.20	3.0	
美里町	193.5	5.0	2.58	0.0	
角田市	329.0	6.5	1.98	0.5	特例認定
大河原町	178.5	3.0	1.68	1.0	
村田町	165.0	2.0	1.21	1.0	特例認定
柴田町	297.5	8.0	2.69	0.0	特例認定



川崎町	148.0	4.0	2.70	0.0	特例認定
丸森町	183.5	5.0	2.72	0.0	
白石市	389.0	8.0	2.06	0.0	特例認定
蔵王町	152.0	0.0	0.00	3.0	
七ヶ宿町	69.0	1.0	1.45	0.0	特例認定
栗原市	1,234.0	12.0	0.97	16.0	特例認定
登米市	713.5	15.0	2.10	1.0	
気仙沼市	1,145.5	26.0	2.27	0.0	特例認定
南三陸町	304.0	4.0	1.32	2.0	
名取市教育委員会	123.0	3.0	2.44	0.0	
岩沼市教育委員会	77.5	1.0	1.29	0.0	
東松島市教育委員会	95.0	1.0	1.05	1.0	
利府町教育委員会	84.5	1.0	1.18	0.0	
多賀城市教育委員会	58.0	2.0	3.45	0.0	
涌谷町教育委員会	58.5	1.0	1.71	0.0	
美里町教育委員会	114.0	2.0	1.75	0.0	
登米市教育委員会	156.0	3.0	1.92	0.0	
石巻地区広域行政事務組合	50.0	3.0	6.00	0.0	
大崎地域広域行政事務組合	126.0	2.0	1.59	0.0	
加美郡保健医療福祉行政事務組合	146.5	4.0	2.73	0.0	
仙南地域広域行政事務組合	71.0	1.0	1.41	0.0	
公立刈田総合病院	203.0	4.0	1.97	0.0	
みやぎ県南中核病院企業団	315.5	1.5	0.48	5.5	
蔵王町教育委員会	62.0	2.0	3.23	0.0	
色麻町教育委員会	50.5	0.0	0.00	1.0	
栗原市病院事業	318.0	11.0	3.46	0.0	
登米市病院事業	325.5	5.0	1.54	2.0	
気仙沼市ガス事業及び水道事業	73.0	1.0	1.37	0.0	
南三陸町教育委員会	47.0	1.0	2.13	0.0	

## 5 市町村の2.2%適用教育委員会(※)

(※)市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>計</b>	<b>5,389.0</b>	<b>125.5</b>	<b>2.33</b>	<b>0.0</b>	
仙台市教育委員会	4,935.0	111.0	2.25	0.0	
石巻市教育委員会	454.0	14.5	3.19	0.0	

## 6 地方独立行政法人等（法定雇用率2.3%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>地方独立行政法人等合計</b>	<b>1,316.5</b>	<b>21.0</b>	<b>1.60</b>	<b>8.0</b>	
公立大学法人宮城大学	175.0	4.0	2.29	0.0	
地方独立行政法人宮城県立病院機構	660.5	12.0	1.82	3.0	
地方独立行政法人宮城県立こども病院	388.5	3.0	0.77	5.0	
宮城県住宅供給公社	92.5	2.0	2.16	0.0	